

○公立八女総合病院企業団看護師等奨学金貸付規程

平成 26 年 3 月 31 日

規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金貸付条例(平成 26 年条例第 4 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付の申請)

第 2 条 奨学金の貸付を受けようとする者は、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金貸付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次の書類を添付して公立八女総合病院企業団企業長(以下「企業長」という。)に申請しなければならない。

- (1) 履歴書(様式第 2 号)
- (2) 家族状況調書(様式第 3 号)
- (3) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 20 条第 1 号及び第 2 号及び第 21 条第 1 号から第 3 号までに規定する学校、大学又は養成所(以下「養成施設」という。)の長の推薦書(様式第 4 号)又は養成施設の在学証明書
- (4) 成績証明書

(貸付の決定等)

第 3 条 企業長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金貸付承認(不承認)通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

2 前条の規定により奨学金の貸付を承認された者(以下「奨学生」という。)は、速やかに誓約書(様式第 6 号)に次の書類を添付して企業長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金口座振替依頼書(様式第 7 号)
- (2) 住民票の写し(本籍、筆頭者及び続柄の記載があるもの)
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(連帯保証人)

第 4 条 条例第 6 条に規定する連帯保証人 2 人は、奨学金の償還の責めを負う資力を有する次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 奨学生の父又は母(父及び母がない場合は、2 親等内親族又は企業長が適当と認める者)
- (2) 奨学生と生計を一にしない者

(貸付の方法等)

第 5 条 奨学金は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める月分から貸付けるものとする。

(1) 申請書に記載された貸付申請期間の初めの月が、申請書が提出された日の属する月(以下「申請月」という。)である場合 当該申請月

(2) 申請書に記載された貸付申請期間の初めの月が、申請月の翌月以降である場合 当該申請書に記載された貸付申請期間の初めの月

2 奨学金は、4 月分から 9 月分までを第一期、10 月分から翌年 3 月分までを第二期とし、第一期分を 4 月に、第二期分を 10 月に貸し付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、貸付が開始される月(以下「貸付開始月」という。)が各期の途中に属する月である場合は、当該期分の奨学金は、貸付開始月に貸し付けるものとする。

4 奨学金の貸付方法は、口座振込によるものとする。

(異動の届出)

第 6 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

(3) その他企業長が必要と認めるとき。

2 養成施設の長は、奨学生が条例第 8 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を企業長に届け出なければならない。

(貸付の休止又は停止)

第 7 条 企業長は、奨学金の貸付を休止し、又は停止したときは、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金貸付休止(停止)通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(貸付の辞退)

第 8 条 奨学生は、奨学金の貸付を辞退するときは、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金貸付辞退届(様式第 9 号)を企業長に提出しなければならない。

(借用証書)

第 9 条 奨学生は、奨学金の貸付期間が満了したとき又は貸付を停止されたときは、借用証書(様式第 10 号)及び償還計画明細書(様式第 11 号)を企業長に提出しなければならない。

(償還の猶予)

第 10 条 奨学金の償還の猶予を受けようとする者は、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金償還猶予申請書(様式第 12 号)により企業長に申請しなければならない。

2 企業長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金償還猶予承認(不承認)通知書(様式第 13 号)により通知するものとする。

(償還の免除)

第 11 条 奨学金の償還の免除を受けようとする者は、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金償還免除申請書(様式第 14 号)により企業長に申請しなければならない。

2 企業長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、公立八女総合病院企業団看護師等奨学金償還免除承認(不承認)通知書(様式第 15 号)により通知するものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。